

官報
號外

昭和四十年十月二十一日

午後二時六分開議

趣旨の御説明をいたします。

昭和四十年十月二十一日(木曜日)
○国第五十回会衆議

國第五十回會衆議院會議錄第七號

監事日程 第七号

る条約等の締結について承認を求める件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日本本国と大韓民國との間の基本關係に関する條約等の締結について承認を求めるの件、日本國と大韓民國との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一條1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本本国と大韓民國との間の協定第二条の実施に伴う大韓民國等の財產権に対する措

昭和四十年十月二十一日 衆議院会議録第七号

說明文

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する 説明

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

午後二時六分開議

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する
条約等の締結について承認を求めるの件、
日本国と大韓民国との間の漁業に関する協
定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関
する水域の設定に関する法律案(内閣提出)
財産及び請求権に関する問題の解決並びに
経済協力に関する日本国と大韓民国との間
の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財
産権に対する措置に関する法律案(内閣提
出)及び日本国に居住する大韓民国国民の
法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民
国との間の協定の実施に伴う出入国管理特
別法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する水
利、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に
關する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の
基本関係に関する條約等の締結について承認を求めるの件、内閣提出の法律案(内閣提出)の趣旨説明を
請け合ひたしました。日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う大韓民国等の財産権
に対する措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明を順次求めます。外務大臣椎名悦三郎君。

〔國務大臣椎名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(椎名悦三郎君) 去る六月二十二日に
東京において署名いたしました日本国と大韓民国
との間の基本関係に関する條約等の締結について
承認を求めるの件並びに財産権及び請求権に關す
る問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大
韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民
國との間の漁業に関する協定の実施に伴う出入
國管理特別法案の趣旨の説明を順次求めます。

趣旨の御説明をいたします。
わが国と近隣關係にある韓国との諸問題を解決して、両国及び両国民間に安定した友好關係を樹立することは、平和條約によつてわが国が國際社會に復帰して以来のわが国の重要な外交上の課題でありまして、政府は、韓国との國交を正常化するにあたり、諸懸案を一括して解決するの基本方針に従つて、十四年の長きにわたり困難な交渉を重ねてまいりました。その結果、先般ようやく、基本關係、漁業、請求權及び經濟協力、在日韓国人の法的地位及び待遇、文化財及び文化協力を、並びに紛争解決のおののについての條約と、それに関連する諸文書について、韓國政府との間で完全な合意に達し、去る六月二十二日に東京において署名の運びとなつた次第であります。
いま、これらの諸条約についてのおもな点を御説明申し上げれば次のとおりであります。

と、共同規制水域を認定して暫定的共同規制措置をとることを定める等、両国間の漁業関係について規定しております。

は開する協定は、両国間の財産、請求権問題を解決し、並びに両国間の経済協力を増進することを目的とするものであります。この協定は、両国及びその国民の財産、権利及び利益並びにその国民の間の請求権に関する問題を完全かつ最終的に解決することを定めるとともに、韓国に対する三億ドル相当の生産物及び役務の無償供与並びに二億ドルまでの海外経済協力基金による円借款の供与による経済協力について規定しております。

第四に、日本国に居住する大韓民国国民の法的

地位及び待遇に関する協定は、わが国の社会と特
別な関係を持つ大韓民国国民に対して日本国との社
会秩序のもとで安定した生活を営むことができる
ようになることによって、両国間及び両国民間の
友好関係の増進に寄与することを目的とするもの
であります。この協定は、これらの韓国人及びそ
の一定の直系卑属に対し、申請に基づく永住許可
を付与すること、並びにそれらの者に対する退去手
続、強制事由及び教育、生活保護、国民健康保険等の
待遇について規定しております。

第五に、文化財及び文化協力に関する協定は、
文化面における両国の学術及び文化の発展並びに
研究に寄与することを目的とするものであります
て、また、一定の文化財を韓国政府に引き渡すこと

第六に、紛争の解決に関する交換公文は、両国間のすべての紛争を、別段の合意がある場合を除くほか、外交上の経路を通じて解決すること、及びそれができなかつた場合には、調停によつて解決をはかるものとすることを定めております。

昭和四十年十月二十一日 衆議院会議録第七号

卷之三

なお、附則におきまして、この法律案の施行の日を協定発効の日としております。

以上が、日本国と大韓民国との間の基本関係に
關する條約等の締結について承認を求めるの件、

並びに大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○種表(船田中書) 農林大臣板田英一書

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条

1の漁業に関する水域の設定に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、提案理由について申し上げます。

日本国と大韓民國との間の漁業に関する協定第一條におきまして、日韓兩國は、自國の沿岸から

十二海里以内の水域を、自国が漁業に専し排他的

管轄権を行使する水域すなれば漁業に関する水域として設定する権利を相互に認めております。

のことに伴い、わが国においても、沿岸漁業の

供給をいかなければ、必要に応じかかる漁業は開拓する水域を設定し、当該水域において我が国が行使

する排他的管轄権に關し、大韓民国及びその国民に對する法令の適用を明づかにすら必要がある。

であります。これが、この法律案を提案いたしま

した理由であります。

す。

第一は、協定第一條1の漁業に関する水域を政令で定めることとする規定であつます。なお、二

の漁業に関する水域は、その設定の目的及び趣旨

等からして最小必要限度にとどめるべきものであります。が、大韓民国漁船の裝備の向上等に伴つ

て、今後わが国沿岸における大韓民国漁業とわが

田沿岸漁業との交錯を生ずることが多くなること
も考えられ、これら情勢の変化に応じて漁業に關

する水域を設定するため、政令で定めることとい
うふれどもござりまへ。

かじが次第であります

日本と大韓民国との間の漁業に
する大韓民国国民の法的地位

の者の子として日本で生まれた者は、その申請により、法務大臣の許可を受けて本邦で永住することができるものとしたことであります。法務大臣は、一般外国人の在留管理に当たつておりますので、これを主管大臣としたのであります。

第二点は、永住許可の申請、その審査及び許可について手続規定を設けたことであります。すなわち、申請者の便宜をばかり、申請手続の窓口事務は居住地の市町村の事務所において行なうべきものとしたのであります。法務大臣が審査を行なうについて必要な事実調査は入国審査官または入国警備官をして行なわせるものとしたことであります。

第三点は、永住許可を受けている者に対する国外退去強制事由について、一般外国人に対するよりも著しく制限を加えたことであります。すなわち、永住許可を受けている者に対しましては、内乱、外患、國交に関する罪や麻薬関係犯罪等の特定の罪によって罰せられた場合のほか、七年をこえる重い刑に処せられた場合等に限つて、退去強制の手続をとり得るものとされているのであります。

第四点は、虚偽の申請をして永住許可を受けた者や威力を用いて永住許可の申請を妨げた者に対する罰則を設けたことがあります。適正、迅速かつ自由な申請手続を保障しなとする趣旨に出たものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する

条約等の締結について承認を求めるの件、

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国

との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○謹長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。井手以誠君。

[井手以誠君登壇]

○井手以誠君 私は、日本社会党を代表いたしまして、日韓条約の重要な問題点について、佐藤総理の所信をただし、あわせてわが党的立場を明らかにいたしたいと存じます。(拍手)

質問の第一は、領土管轄権と国連憲章の関係であります。

基本条約は、韓国の地位について、一九四八年の国連総会決議第百九十五号(三)を援用されております。そもそも朝鮮問題の発端は、朝鮮民族の独立を約束した一九四三年のカイロ宣言にあり、これを引き継いだボツダム宣言を日本が無条件に受諾したことになります。御承知のとおり、民族自決は国連憲章の大原則であります。その第一条に、民族の同権と自決、第二条は、内政不干渉を宣言いたしております。さらに、第七百七

条は、第二次大戦の戦後処理について、国連は関与できないことを明記いたしておるのであります。以上明らかのように、当然、朝鮮の管轄については、朝鮮民族みずから、朝鮮民族だけがきめられる権利を持つておるのであります。しかも、朝鮮代表が参加していない十七年前の古い国連決議をもつて、朝鮮の領土の分割をしたり、片方の管轄範囲をきめたりすることは、たとえ国連といえ、また、いかなる国も許されないことであります。(拍手)したがいまして、基本条約に国連決議を援用したことは、国連尊重を力説する佐藤内閣のみから国連憲章に違反するものといわねばなら

ぬであります。(拍手)

質問の第二は、北朝鮮との関係であります。

政府は、たゞいま、北朝鮮との関係は一切白紙であると説明されました。今日、休戦ラインの北

に朝鮮民主主義人民共和国が北朝鮮を有効に支配していることは、敵たる事実であります。この北朝鮮とわが国が、好むと好まざるにかかわらず、貿易や帰還問題などの関係を持つことは必然であります。一方、全朝鮮を領土とした憲法を持ったる韓国政府が、この条約で日本が今後北

朝鮮と外交関係を持つことを阻止することができましたと公言しておることは周知のとおりであります。

したがいまして、わが国が、武力北進、武力で全朝鮮を統一することを国是と

する韓国政府と基本関係を結べば、当然の反応としてわが国は北朝鮮と対立関係に立たざるを得ません。ここに本条約の軍事的性質があるのです。

武力北進、武力で全朝鮮を統一することを国是とする韓国政府と基本関係を結べば、当然の反応としてわが国は北朝鮮と対立関係に立たざるを得ません。ここに本条約の軍事的性質があるのです。

て放棄される日韓双方の引き揚げ者の財産請求権は固有の権利であつて、法律上の凝義を残してはならないであります。その解決策を承りたい。

この請求権は、我が国三十六年間にわたる朝鮮統治の評価と深い関係があるのであります。もしこの請求権をただに高杉首席代表の発言のよう管理特別法案(内閣提出)に調印した高杉首席代表の発言のようなら、五億ドルのつかみ金を出す必要はございません。また、植民地支配の反省があるならば、当然正当な償いをしなくてはならぬのであります。

申すまでもなく、この経済協力は、日本国民の金によって支払われるものでありますから、韓国民衆のため真に生かされねばなりません。いやしかしもアメリカ援助の一の舞いを演じたり、利権化されてしまうことは決してなりません。相手が汚職に包まれている朴政権であり、日本の独占資本が経済侵略を非難されているだけに、あえて申し上げます。

経済協力の実施に疑惑を招かない万全の用意があるのか、総理の所信を承りたいのであります。

(拍手) 質問の第四は、漁業協定であります。漁業協定最大の眼目は、李ライインの撤廃であります。韓国側は、不法きわまる李ライインの存続を表明しております以上、国防上、大陸的な保護上の理由から、いつ国内法を発動するか不安は依然として去りません。国内法を条約と同格に扱う韓国に對し、何ゆえ撤廃の確約を得られなかつたのか。協定期間後また韓国側に主導権を握られ、李ライイン復活のおそれはないか、承りたいのであります。

わが国の海洋政策は、国際海洋法会議で明らかにされておるはずであります。それが、この漁業協定によつて無原則に、とほらもなくやがめられました。今後、国際漁業に重大な影響を及ぼすものといわねばならぬのであります。特に、第一、

領海をきめなかつたことは重大な失態ではないか。漁業専管水域十二海里全域に領海と同じ主権が及ぶおそれがござります。第二、韓国沿岸から四十海里以上も離れた濟州島及び黒山島をなぜ独立の島として取り扱わなかつたのか。妥協にも限界があるのであります。第三、濟州島と本土間の広大な基線内水域は領海となるのか。合意議事録に書いてある無害通航権とは、海洋法會議において領海内外と規定しておるではございませんか。第四、韓国の漁業専管水域において、國際慣行としで認められている十カ年の入漁権をなぜ放棄したか、理由を承りたいのであります。

共同規制は、資源の保護から資源の折半に変わりました。しかも、わが国だけ一方的に規制されることは、重大な後退といわねばなりません。特に指摘したいのは、わが零細漁民の打撃であります。すなわち、濟州島周辺における大資本の漁場確保と引きかえに、対馬・釜山間の一本釣り漁場が大幅に狹められ、三千隻の零細漁船は千七百隻に減らされるのであります。零細漁民こそ最大の犠牲者といわねばなりません。(拍手)政府の補償と救済対策、あわせて拿捕漁船の補償を承りたいのであります。

質問の第五は、竹島の帰属であります。竹島問題は領土主権に関するものであります。この竹島を含む一括解決が日韓交渉の基本方針であつたことは、よもやお忘れではありますまい。およそ国交回復にあたり、領土主権に関するものほど重要なものはないであります。總理は、先日、紛争は条文によつて解決すると言明されました。竹島のタの字も入つていらない交換公文で解決の条文と自信がありますならば承りたいのであります。

ここで私が特に指摘したいのは、この紛争解決を調停にしたことであります。漁業協定と請求権に関する協定には、仲裁委員会を設けて日韓両国を拘束することにいたしております。しかし、この交換公文には、拘束力のない調停しか規定

定いたしていないであります。何ゆえに領土問題をわざわざ弱い調停にしたのか、不可解にたえません。これでは竹島を放棄したも同然であるといわねばならぬのであります。(拍手)

質問の第六は、法的地位の問題であります。

この協定で定められた各種の待遇を受ける者は韓國民に限られ、朝鮮の籍の者は全く受けられません。また、これに連座して、政府は、朝鮮籍から韓国籍への切りかえを促進し、韓国籍から朝鮮籍への移動を認めない方針であります。これこそ三十八度線の対立を日本国内に持ち込み、移転、居住の自由、国籍選択の自由をうたつ世界人権宣言をじゅうりんする態度といわねばならぬのであります。(拍手)政府は、即刻国籍選択を自由にして、一切の差別をやむべきであります。人道主義の立場から総理の所信をお伺いしたいのであります。

最後に、私は、朝鮮問題についてわが党の立場を明らかにいたします。

わが国がカイロ宣言及びボツダム宣言を無条件で受諾した以上、当然朝鮮民族の独立を承認しなければなりません。その場合、朝鮮民族がいかなる政府をつくるかは、朝鮮民族がみずからきめる問題であります。

およそ一つの民族は一つの国家を持つのが国際法の原理、原則であります。不幸にも、朝鮮には二つの政府が現に存在しております。これを二民族一國家一政府の状態に到達させるには、朝鮮民族の努力にまかせ、他の国はこれに干渉すべきではありません。(拍手)国連もまた関与する権限はないのであります。日本は、中國問題の轍を踏んでならないのであります。アメリカが国連軍の名のもとに南朝鮮に置いている軍隊を撤退すれば、北朝鮮には中ソの軍隊は一兵もいないのでありますから、南北朝鮮の自主的統一は自然に達成されるであります。こうしてできた朝鮮の統一政府とわが国は正式に国交を樹立し、その際、三十六年間の植民地統治に正当な償いをなすべき

であります。

しかし、南北に二つの政府がある現状においては、南北の両政府とそれぞれ折衝し、経済、文化の交流を積極的かつ公平に行なうべきであります。現に、インドやビルマは南北朝鮮の両方と領事関係を結んでおるのであります。日本にこれができないはずはございません。こうした両政府との接觸、または三者協議の中に、経済協力、技術提携、漁業協定、文化財返還などの問題は処理できるはずであります。

南北統一は朝鮮民族の悲願であります。南の方とだけ国交を結んで、北との対立に油を注いではなりません。統一で生きるような情勢をつくつてやることこそ隣国のつとめであり、植民地統治をやることこそ南北の統一、こういうことは決してありません。統一で生きるような情勢をつくつてやることこそ南北の統一、こういうことは決してあります。

南北統一は朝鮮民族の悲願であります。南の方とだけ国交を結んで、北との対立に油を注いではなりません。統一で生きるような情勢をつくつてやることこそ南北の統一、こういうことは決してあります。

南北統一は朝鮮民族の悲願であります。南の方とだけ国交を結んで、北との対立に油を注いではなりません。統一で生きるような情勢をつくつてやることこそ南北の統一、こういうことは決してあります。

佐藤総理、この日韓条約に軍事的背景を否定なさるなら、その証拠として吉田・アチソン交換公文を破棄すべきであります。軍事協力を言明する米韓当局に抗議すべきであります。そうして三矢計画とその関係者を処分すべきであります。その勇気があれば最後に承つて、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしま

す。

領土管轄権についてのお尋ねであります。御承知の如きなつたことは、御承知のとおりであります。そこで、今度は、請求権の問題でなしに、両国の関係を正確に認識していく、そういう点から、經濟的に自立のできるよう、またそういう意味のわが国の協力が望ましいだろう、しかし、そのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かのように仰せられましたが、御承知の如きのように、私どもは、国連の決議、これを尊重いたおります。

また、第二の問題といたしまして、北鮮との関係についてのお尋ねでございます。北鮮との関係は、これもお答えいたしましたように、今回の条約は触れておらない、また、在来の取り扱い方を変えない、こうしたこと申上げました。また、北鮮との関係においてはケース・バイ・ケーでこれをきめていきますと、いうお話をいたしておられますので、重ねては申し上げません。ただ、お話をうちに武力北進ということはお使いになりましたが、私は、武力北進ということばは最近は聞かないよう思っています。これはだいぶ前にそんな話があつたようですが、こういうことは聞かれない。むしろ、今日で聞いておるのは、北鮮自身が、共産主義による南北の統一、こういうこととをはつきり言つている。この点のほうが、これは最近の話でござりますから、御記憶を訂正されたりして、事実関係などもなかなか説明にくいといふことで、この請求権の問題の解決であります。

あります。(拍手)したがいまして、これは平和条約第四条にはもちろん違反ではございません。また、経済協力の金額が無償三億、有償二億、こういう五億ドルはどこから出たかというお話をございますが、これは、韓国の経済建設に対するわが国の熱意と、またわが国の負担と、こういう二点からいろいろ折衝いたしまして、最終的にこの五億ドルといふものにきまつたのであります。また、この際に、個人の財産、請求権の問題を法律上廢棄を残さないようにといふお話をござります。御指摘のとおり、これも大事な問題でありますので、私どもは、今回の条約・協定締結によりまして何ら廢棄を残しておらない、かように思っております。

また、これで、いわゆる補償の問題なども、憲法との関係においては関係を生じない、私はさようかな結論を持つておるのでございます。ただ、拿捕漁船あるいは乗り組み船員等に対しましては、いわゆる憲法上の問題ではございませんが、わが国の国民党のまことに氣の毒な状況に対しまして、私どもが適当な救済措置をとること、これは当然である、かように考えまして、ただいま種々検討しておる最中でございます。

次に、北鮮の請求権の問題についてお触れになりました。これは、先ほど申しますように、今回の問題は北鮮には何ら触れておらない、かような状態でございますので、この点も今回の条約・協定で北鮮との請求権の問題には触れておりません。そこで、請求権の問題を解決する意思ありやしないやということございますが、ただいま交渉するような考へは持っておりません。

また、疑惑を生じてもいけない、かように私はお話をござります。これはそのとおりであります。また、経済協力が利権化してはならないといふお話をござります。これはそのとおりであります。また、疑惑を生じてもいけない、かように私はお話をござります。いろいろ経済侵略だとか、こういふような疑惑を持たれるのでありますから、そういうことのないよう、ことに、相手の国におきましても、資金管理委員会を設けて、与野党の諸

あります。(拍手)したがいまして、これは平和条約第四条にはもちろん違反ではございません。また、経済協力の金額が無償三億、有償二億、こういう五億ドルはどこから出たかというお話をござりますが、これは、韓国の経済建設に対するわが国の熱意と、またわが国の負担と、こういう二点からいろいろ折衝いたしまして、最終的にこの五億ドルといふものにきまつたのであります。また、この際に、個人の財産、請求権の問題を法律上廢棄を残さないようにといふお話をござります。御指摘のとおり、これも大事な問題でありますので、私どもは、今回の条約・協定締結によりまして何ら廢棄を残しておらない、かのように思っております。

また、これで、いわゆる補償の問題なども、憲法との関係においては関係を生じない、私はさようかな結論を持つておるのでございます。ただ、拿捕漁船あるいは乗り組み船員等に対しましては、いわゆる憲法上の問題ではございませんが、わが国の国民党のまことに氣の毒な状況に対しまして、私どもが適当な救済措置をとること、これは当然である、かのように考えまして、ただいま種々検討しておる最中でございます。

次に、北鮮の請求権の問題についてお触れになりました。これは、先ほど申しますように、今回の問題は北鮮には何ら触れておらない、かのような状態でございますので、この点も今回の条約・協定で北鮮との請求権の問題には触れておりません。そこで、請求権の問題を解決する意思ありやしないやということございますが、ただいま交渉するような考へは持っておりません。

また、疑惑を生じてもいけない、かのように私はお話をござります。これはそのとおりであります。また、疑惑を生じてもいけない、かのように私はお話をござります。いろいろ経済侵略だとか、こういふような疑惑を持たれるのでありますから、そういうことのないよう、ことに、相手の国におきましても、資金管理委員会を設けて、与野党の諸

君がこの管理委員会で経済協力の使い方をいろいろ審議するそまであります。また、調達厅による一般競争入札、それもはつきりいたしておるようあります。また、わが国におきましても、この実施計画についての合意、あるいは契約の認証等につきまして、これはわが国の經濟関係、産業人も、さような処置をとる予定でございます。したがいまして、ただいま経済協力についてのいろいろの御心配がありますが、私は、そういうこともなしに、円滑に経済の発展に役立つように使われるものだ、かように確信いたしております。

次に、漁業協定についてのお尋ねであります。これも、たびたび李ライインについてお答えをいたしましたので、省略をいたしたいのであります。が、ただ、この機会にはつきりまた申し上げておきたいのは、李ライインがどうあらうと、韓国側でどう説明しよう、漁業に関する限り、漁業上の安全操業はできるのだ、これだけははつきり申し上げまして、漁民の不安も一掃したいし、国民にも、李ライインの論争に巻き込まれないように御注意を願いたいと思います。(拍手)

また、この問題は、協定後においていわゆる六年たつたらまた問題が起るのじゃないか、また韓国側にリードされることになるのじゃないか、かような御心配を述べられましたが、私は、この期限経過後、両国間におきましての親善友好関係、これは今日のよろしい状態ではないと思ひます。が、ただいまからいろいろ心配することは、これはいわゆる杞憂ではないか、かように私は思ひます。

次に、領海の幅をなぜ取りきめなかつたかといふお尋ねであります。御承知のように、漁業に関する取りきめでありますので、漁業水域、それにわゆる領海の幅といふようなことについては、こゝも、韓国側はこれに対し反対した。両者におきましてはがまんのできる範囲で今回の漁業協定はつきましては十分規定を設けましたけれども、い

りますが、私どもは交渉の途中においてこのアウター・シックスの問題を強く主張いたしましたけれども、韓国側はこれに対し反対した。両者におきましてはがまんのできる範囲で今回漁業協定はつきましては十分規定を設けましたけれども、いいたしたのであります。今回私どもが特に必要だと強く主張いたしましたのは、李ライインの実質的な廃止と商業実態の尊重、こういう二つの点に重きを置いて話をいたしたのであります。ただいま

りますが、この領海、公海、そのものを接続しておるその関係におきましても、漁業水域といふ特殊な水域を考え、そして沿岸国の排他的な管轄権等につきまして、これはわが国の經濟関係、産業の人も、さような処置をとる予定でございます。したがいまして、ただいま経済協力についてのいろいろの御心配がありますが、私は、そういうことでもなしに、円滑に経済の発展に役立つように使われるものだ、かように確信いたしております。

次に、漁業協定についてのお尋ねであります。これも、たびたび李ライインについてお答えをいたしましたので、省略をいたしたいのであります。が、ただ、この機会にはつきりまた申し上げておきたいのは、李ライインがどうあらうと、韓国側でどう説明しよう、漁業に関する限り、漁業上の安全操業はできるのだ、これだけははつきり申し上げまして、漁民の不安も一掃したいし、国民にも、李ライインの論争に巻き込まれないように御注意を願いたいと思います。(拍手)

また、この問題は、協定後においていわゆる六年たつたらまた問題が起るのじゃないか、また韓国側にリードされることになるのじゃないか、かような御心配を述べられましたが、私は、この期限経過後、両国間におきましての親善友好関係、これは今日のよろしい状態ではないと思ひます。が、ただいまからいろいろ心配することは、これはいわゆる杞憂ではないか、かように私は思ひます。

次に、領海の幅をなぜ取りきめなかつたかといふお尋ねであります。御承知のように、漁業に関する取りきめでありますので、漁業水域、それにわゆる領海の幅といふようなことについては、こゝも、韓国側はこれに対し反対した。両者におきましてはがまんのできる範囲で今回漁業協定はつきましては十分規定を設けましたけれども、いいたしたのであります。今回私どもが特に必要だと強く主張いたしましたのは、李ライインの実質的な廃止と商業実態の尊重、こういう二つの点に重きを置いて話をいたしたのであります。ただいま

りますが、この問題は他の地域との交換で、対馬・釜山間の漁民は非常に損をしたのだ、かようなお話しであります。が、さような交換をした事実といふことはありません。実態をそこなうものではないということを重ねて申し上げておきます。

また、この問題が他の地域との交換で、対馬・釜山間の漁民は非常に損をしたのだ、かようなお話しであります。が、さような交換をした事実といふことはありません。いわゆる取引をしたことはあります。企業のためには零細漁民が非常な不利益をこうむつた、これまた事実をしいるものでありますので、これは訂正をしていただきたいと思います。

第五に、竹島の問題であります。私どもは、今まで、一括解決、何事も全部を一括解決、かよくな方向で進んでまいりました。しかしながら、残念ながら竹島の問題は解決をすることができないかつた。これは御指摘のとおり、私ども、いま

次第ではないのです。それだけの準備と用意をしてやつたのでござりまするから、朝鮮へこの際韓国から切りかえといふことは、そう簡単ではできるものではないということで、原則としては、これを認めないという方針をいまどつておるのでござります。（拍手）これは……（発言する者あり）ただいま説明の途中でございます。原則としてそういう方針をとつておりますので、これも私どもいたしまして、人道に違反するとも。また、これは、さつきお話をありました人権宣言にも違反することではなく、私どもはりっぱな道を通ってきたのだと、こういうふうに信じておるのでございます。（拍手）

國務大臣三木武夫君登壇

○國務大臣(三木武夫君) 私に対してもの御質問は、韓国に対する経済協力が経済侵略になるのではないか、あるいは利権化の疑いはないかといふ点でございますが、總理大臣からすでにお触れになりましたので申し上げることもないのですが、要は、経済協力が国民的な基盤で結びつかなければ日韓の友好関係は長続きしない、そういう点で、韓国側においてもいろいろと新しい機構、調達方法を考えておるところでございますし、われわれもまた、この実施計画を通じて相談にあづかる機会がありますから、韓国の国民的な発展をはかれるように協力をいたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

内閣總理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君

○朗誦を省略した議長の報告	(要求書受領)	出席政府委員
内閣法制局長官	高辻 正巳君	外務大臣 複名悦三郎君
法務省入国管理局長	八木 正男君	農林大臣 坂田 英二君
通商産業大臣		中村 梅吉君
國務大臣	安井 謙君	厚生大臣 鈴木 善幸君

○民謡の研究一九三〇年の春

一、去る十九日、内閣から、商品取引所審議会会長に石黒武重君を、同委員に上林正矩君、近藤止文君、深見義君及び森長英君を任命したいので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領しい旨の要求書を受領した。

一、去る十九日、本院は商品取引所審議会会長に石黒武重君を、同委員に上林正矩君、近藤止文君、深見義一君及び森長英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

澤秀雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（常任委員辞任）
一、去る十九日、議長において、次の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員
(常任委員補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次の通り常任委
員高瀬 傳君

員の補欠を指名した。

(特別委員辞任) 内閣委員

一、去る十九日、議長において、次の特別委員の
辞任を許可した。
災害対策特別委員 吉村 吉雄君

(特別委員補欠選任) 一、去る十九日、議長において、次の通り特別委
員の補欠を指名した。

災害対策特別委員 島口重次郎君

(特別委員選任) 一、昨二十日、議長において、次の通り特別委員
を指名した。
日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に
関する特別委員 小笠 公韶君

(質問書提出)	横山 利秋君	春日 一幸君
	玉置 一徳君	永末 英一君
一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次 の通りである。		
地盤沈下防止に関する質問主意書（石田宥全 君提出）		

衆議院会議録第五号中正誤

日本国と大韓民国との間の基本関係に
の質疑 朗読を省略した議長の報告

昭和四十年十月二十一日 衆議院会議録第七号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部二十五円 (六十二良實紙は三十円 支那紙十五円)
發行所
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四四一六